

## 羽曳野市介護保険サービス事業者等の監査要綱

制 定 平成 18 年 12 月 1 日

最近改正 平成 23 年 7 月 22 日

( 趣 旨 )

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 76 条、第 76 条の 2、第 77 条、第 78 条の 7、第 78 条の 9、第 78 条の 10、第 83 条、第 83 条の 2、第 84 条、第 90 条、第 91 条の 2、第 92 条、第 100 条、第 103 条、第 104 条、第 112 条、第 113 条の 2、第 114 条、第 115 条の 7、第 115 条の 8、第 115 条の 9、第 115 条の 17、第 115 条の 18、第 115 条の 19、第 115 条の 27、第 115 条の 28 及び第 115 条の 29 の規定に基づき、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者（以下「指定介護老人福祉施設開設者等」という。）、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者又は医師その他の従業者（以下「介護老人保健施設開設者等」という。）、指定介護療養型医療施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者又は指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従事者であった者（以下「指定介護療養型医療施設開設者等」という。）、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防サービス事業者等」という。）、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型介護

予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者等」という。）及び指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防支援事業者等」という。）に対して行う介護給付若しくは予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関して行う監査（以下「監査」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（監査方針）

第2条 監査は、指定居宅サービス事業者等、指定地域密着型サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、指定介護療養型医療施設開設者等、指定介護予防サービス事業者等、指定地域密着型介護予防サービス事業者等及び指定介護予防支援事業者等（以下「サービス事業者等」という。）の介護給付等対象サービスの内容について、勧告、命令及び指定の取消し（以下「行政上の措置」という。）を行う対象であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼として実施する。

（監査対象となるサービス事業者等の選定基準）

第3条 監査は、次に掲げる情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

（1）要確認情報 次に掲げる情報

ア 通報、苦情、相談等に基づく情報

イ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

ウ 連合会、保険者からの通報情報

エ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者

オ 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

（2）実地指導において確認した情報 法第23条又は第24条の規定により指導を行った市又は都道府県が、サービス事業者等について確認した指定基準違反等の情

## 報

### ( 報告等 )

第 4 条 市長は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査(以下「実地検査等」という。)を行うものとする。

2 市長は、指定権限が都道府県にある指定居宅サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、指定介護療養型医療施設開設者及び指定介護予防サービス事業者等(以下「都道府県指定サービス事業者」という。)について、実地検査等を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を都道府県知事に対し行うものとする。ただし、都道府県指定サービス事業者の介護給付対象サービスに関して、複数の市町村に関係がある場合には、都道府県が行う総合的な調整を基に当該都道府県の指示を受けるものとする。

3 市長は、指定基準違反と認めるときは、文書によって都道府県に通知を行うものとする。ただし、市と都道府県が同時に実地検査等を行っている場合には、省略することができるものとする。

### ( 監査結果の通知等 )

第 5 条 市長は、監査の結果、勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

2 市長は、前項の文書で通知した事項について、当該サービス事業者等に対して、文書により報告を求めるものとする。

### ( 行政上の措置 )

第 6 条 市長は、指定地域密着型サービス事業者等、指定地域密着型介護予防事業者等及び指定介護予防支援事業者等(以下「市指定サービス事業者」という。)について、指定基準違反等が認められた場合には、機動的に行政上の措置を行うものとする。

2 市長は、市指定サービス事業者に指定基準違反の事実が確認された場合、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告するものとする。

3 市長は、市指定サービス事業者が、勧告に従わなかったときは、その旨を公表する

ことができる。

4 市長は、市指定サービス事業者が正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかったときは、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令するものとする。この場合において、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

5 前項の規定により命令を受けたサービス事業者等には、期限内に文書により改善内容等についての報告を行わせるものとする。

6 市長は、指定基準違反等の内容等が、法第 78 条の 10 各号、法第 115 条の 19 号及び第 115 条の 29 各号のいずれかに該当する場合においては、当該サービス事業者等に係る指定若しくは許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力の停止をすること(以下の「指定の取消等」という。)ができる。

( 聴聞等 )

第 7 条 市長は、監査の結果、当該サービス事業者等が命令又は指定の取消等の処分(以下「取消処分等」という。)に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 13 条第 1 項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

( 経済上の措置 )

第 8 条 市長は、勧告、命令、指定の取消等を行った場合に、保険給付の全部又は一部について当該保険給付に係る保険者に対し、法第 22 条第 3 項に基づく不正利得の徴収等(返還金)として徴収を行うよう指導するものとする。

2 命令又は指定の取消等を行った場合には、当該サービス事業者等に対し、原則として、法第 22 条第 3 項の規定により返還額に 100 分の 40 を乗じて得た額を支払わせるよう指導するものとする。

( 関係機関との連携等 )

第 9 条 市長は、監査の実施及び監査の後の措置等について、都道府県等の関係行政機関との間で、必要な情報交換を行う等、互いに連携を図るものとする。

第 10 条 市長は、法第 197 条第 1 項の規定に基づき、監査及び行政措置の実施状況について、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告を行うものとする。

( 委任 )

第 1 1 条 この要綱に規定するもののほか、監査に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 8 月 1 日から施行する。